## 「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市が発注する工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業における働き方改革において、建設現場の将来の担い手確保のため、 労働環境改善の取組として週休2日が可能な、環境づくりを推進することを目的と する。

(週休2日の定義)

- 第3条 本要領における週休2日の定義は下記のとおりとする。
  - (1) 週休2日工事

週休2日(現場閉所型)工事及び週休2日(交替制)工事の総称をいう。

- (2) 週休2日 (現場閉所型) 工事
  - 1) 週休2日
    - ① 完全週休2日(週単位の週休2日)

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間 以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によ らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定 するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が 28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の 土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に 含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は 含まない。

- ① 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ② 工場製作のみを実施している期間

- ③ 工事の全体を一時中止している期間
- ④ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間
- ⑤ 営繕(建築)事業において、発注者があらかじめ対象外としている内容に 該当する期間
- ⑥ 営繕(建築)事業において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされ る期間等

## 3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

- (3) 週休2日(交替制)工事
  - 1) 週休2日
    - ① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の 平均休日数の割合(以下「平均休日率」という。)が 28.5%以上となる休日 確保 を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の调休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の 平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものと する。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能 労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- ① 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事の全体を一時中止している期間
- ④ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間
- 3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での専務作業を含む)を 24 時間通

して行っていない状態をいう。

4) 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 平均休日率

対象者の休日率の合計 : 対象者

(対象工事)

- 第4条 対象工事は、枕崎市が発注する工事(森林土木事業を除く。)において、次の 各号のいずれにも該当しない工事とする。
  - (1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事(例:災害時の応急・復旧工事、 随意契約工事)
  - (2) 現場条件の制約等がある工事 (例:学校施設の工事、連続施工を余儀なくされる工事、関連工事の制約がある工事)
  - (3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事 (発注形式)
- 第5条 一般土木事業の対象工事については、発注者指定方式により発注することを 原則とする。

また、週休2日の種別については「週休2日(現場閉所型)」の完全週休2日 (週単位の週休2日)を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行う ことが困難な工事については、「週休2日(現場閉所型)」の月単位の週休2日、 通期の週休2日、または「週休2日(交替制)」とすることができる。

「週休2日(交替制)」の完全週休2日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日(交替制)」の月単位の週休2日、もしくは通期の週休2日とすることができる。

なお、「週休2日(現場閉所型)」の完全週休2日として発注した場合において、 受注者が「週休2日(交替制)」を希望するときは、受発注者間で協議し変更する ことができるものとする。

2 営繕(建築)事業の対象工事については、受注者希望方式(受注者が工事着手前 に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式)を基本とす る。

また、週休2日の種別については「週休2日(現場閉所型)」の完全週休2日 (週単位の週休2日)を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行う ことが困難な工事については、「週休2日(現場閉所型)」の月単位の週休2日、 通期の週休2日とすることができる。

3 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日 取得計画実績表【完全週休2日】(別紙1参照)」を発注者に提出する。

月単位の週休2日試行工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表【月単位・通期】(別紙2参照)」を再提出すること。

週休2日(交替制)工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、 週休2日取得計画の確認できる「休日取得計画実績表」(任意様式)を提出するこ と。

- 2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。
- 3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等(現場閉所 実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等) について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。
- 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数,または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を 作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、月単位の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(1) 週休2日 (現場閉所型) 工事

1)完全週休2日	一般土木事業	農業土木事業	営繕(建築)事業
【労務費】	1.02	1.02	1.02
【機械経費(賃料)】	_	1.02	_
【共通仮設費】	1.02	1.02	_
【現場管理費】	1.03	1.05	1.01
2) 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)			
【労務費】	1.02	_	1.02
【共通仮設費】	1.01	_	_
【現場管理費】	1.02	_	_

(2) 週休2日(交替制)工事

1) 完全週休2日 一般土木事業

 【労務費】
 1.02

 【現場管理費】
 1.03

2) 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)

 【労務費】
 1.02

 【現場管理費】
 1.02

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注 者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週 休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績採点表における考 査項目の「8. 法令遵守等」において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。 なお、対象期間において、月単位(完全週休2日含む)の週休2日以上の取組を 達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。 (留意事項)

- 第9条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。
  - (1)発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が 発生するような指示等は行わない。
  - (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
  - (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
  - (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは 現場での作業の対象としない。
  - (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的 に取り組み、週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
  - (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

- この要領は、令和6年2月 9日から施行する。 附 則
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和7年9月1日から施行する。